

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

●位置・地勢

那覇市の西方32キロの北緯26.11° 東経127.21° に位置し、慶良間諸島の中で一番大きな島が渡嘉敷島である。

ほかに前島、神山島、ナガンヌ島、黒島、儀志布島など大小十余の無人島を含めて、総面積19.23km²で渡嘉敷村は形成されている。

前島は、台風災害や自然条件の厳しさから島での生活にみきりをつけ、昭和37年12月までには全員沖縄本島などへ引揚げてしまい無人島になっていましたが、平成22年の国勢調査では4人の人口を確認している。

渡嘉敷島は、中央部から北側にかけて200メートルを越す山々が連なり、その間にあるわずかな低地に渡嘉敷集落が形成されており、島の南側にかけてはだんだんと低くなっており南向きに向けたビーチの近くには阿波連集落が形成されている。

●台風災害

直近の被害としては平成9年8月4日～10日台風11号、8月16日～19日台風13号による暴風雨で村道阿波連線5カ所、村道大谷線2カ所で土砂崩れ等災害発生、床上浸水2棟、床下浸水6棟、水路や農道にも被害がおよんだ。また降り始めからの降雨量は500ミリ超え(局地激甚災害)。村道阿波連線、村道大谷線で法面崩壊や路肩決壊した(局地激甚災害)。

●風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

・河川のはん濫(浸水想定)

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測されている。なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫等は考慮されていない。村内では重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)として渡嘉敷川が指定されている。

・村内の重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
	流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
渡嘉敷川	2.1	上流 1.6 km～河口	1.6	上流 1.6 km～河口	溢水	91	11	315	16

●土砂災害(危険箇所・区域)

村内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が 28 箇所存在する。

これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。村内の土砂災害危険箇所・区域一覧

・村内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成 14 年度)	5	2	0	7
土砂災害警戒区域 (国土交通省、平成 29 年度)	5	2	0	7
土砂災害特別警戒区域 (国土交通省、平成 29 年度)	5	4	0	9
山地災害危険地区 (林野庁、平成 19 年度)	5	0	0	5

●地震・津波災害

《予測項目・条件》

予測する主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建物被害(揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

《予測結果の概要》

想定されたケースの中で全壊した建物数の合計が最も多いケースは、沖縄本島南東沖地震3連動のケースで、351棟に上った。

予測死者数においては、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが突出しており410人に上った。

負傷者数も同様に、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが突出しており、重症者と軽症者の合計が2,672人に上った。

また、津波に伴う要搜索者数も沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く3,078人に上った。

避難者数においても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く、発災1日後には、避難所内に460人、避難所外に230人が滞在している予測となっている。

・村内における想定地震の震度

想定地震	最大値	最小値	平均値	震度面積割合						
				7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下
沖縄本島南部断層系	5.6	4.6	4.8	0.0%	0.0%	0.4%	2.7%	96.9%	0.0%	0.0%
伊祖断層	5.9	4.5	4.9	0.0%	0.0%	2.2%	9.2%	81.9%	6.7%	0.0%
沖縄本島南部スラブ内	6	5.7	5.8	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
八重山諸島南東沖地震	5.3	4.9	5	0.0%	0.0%	0.0%	31.4%	68.6%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖地震	5.5	5.2	5.3	0.0%	0.0%	0.4%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島東方沖地震	5.5	5.2	5.3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

久米島北方沖地震	5.5	5.2	5.3	0.0%	0.0%	0.5%	99.5%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島北西沖地震	5.4	5.1	5.2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖地震3連動	5.8	5.5	5.6	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
八重山諸島南方沖地震3連動	5.5	5.1	5.2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島北部スラブ内	5.6	5.2	5.3	0.0%	0.0%	3.1%	96.9%	0.0%	0.0%	0.0%

・村の地震・津波被害量予測一覧

	全壊棟数(棟) [合計]	半壊棟数(棟) [合計]	死者数(人) [合計]	負傷者数(人) [合計]	要救助者数(人)		津波に伴う要搜索者数(人)	避難所内避難者数(人)			避難所外避難者数(人)			災害時要援護者被害者(人)		
					地震	津波		1日後	1週間	1ヶ月	1日後	1週間	1ヶ月	1日後	1週間	1ヶ月
沖縄本島南部断層系	4	7	0*3	0*2	0	0	0	3	3	2	2	3	4	0	0	0
伊祖断層	3	5	0*1,3	0*1	0*1	0	0	2	2	1	2	2	3	0	0	0
沖縄本島南部スラブ内	47	86	0*1	17*1	7*1	0	0	41	99	59	27	99	139	1	3	2
八重山諸島南東沖地震	6	15	0*1	2*1	0*1	0	0	6	5	3	4	5	6	0	0	0
沖縄本島南東沖地震	348*3	21	332*2	2,095*2	1*1	50*2	2,425*2	459	384	190	230	51	444	12	10	5
沖縄本島東方沖地震	19	39	0*1	4*1	1*1	0	0	17	28	11	11	28	26	0	1	0
久米島北方沖地震	21	44	0*2	10*2	1*1	0	5*2	20	36	13	13	35	31	1	1	0
沖縄本島北西沖地震	17	35	0*1	3*1	1*1	0	0	16	20	9	10	20	20	0	1	0
沖縄本島南東沖地震3連動	351*3	25	410*2	2,672*2	3*1	50*2	3,078*2	460	391	191	230	53	447	12	10	5
八重山諸島南方沖地震3連動	18	38	0*1	4*1	1*1	0	0	16	26	11	11	26	25	0	1	0
沖縄本島北部スラブ内	20	41	0*1	5*1	1*1	0	0	18	31	12	12	31	29	0	1	0

*1：冬深夜 *2：夏12時 *3：冬18時

●感染症

医療体制の脆弱な当村において、新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得するよりも早く、全国的かつ急速に蔓延する感染症については、多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数:102事業所(令和4年4月1日現在)

小規模事業者数: 87事業所(令和4年4月1日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(分布等)
建設業	5	1	
製造業	3	3	
卸売業	2	2	
小売業	7	6	
飲食・宿泊業	32	29	島の観光地の阿波連ビーチ近辺を主に所在している。
サービス業	41	40	島の観光地の阿波連ビーチ近辺を主に所在している。
その他	12	6	
合計	102	87	

(3) これまでの取組

【渡嘉敷村の取組】

- ・小中学校及び幼稚園、保育所における避難訓練の実施
- ・防災計画の策定及び防災備品の備蓄(備蓄倉庫の設置)
- ・渡嘉敷村新型インフルエンザ対策本部条例等の策定

【渡嘉敷村商工会の取組み】

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP計画策定支援
- ・ジブラルタ生命と連携した共済制度等への加入促進
- ・当村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

BCP 計画等の策定に関する取組み状況は啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組みも本格化していない現状にある。当会と当村間での緊急時の具体的な体制やマニュアル等が整理されておらず、加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないといえる。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策がおこなえるよう、また島内において感染症発症時には速やかに拡大防止がおこなえるよう、組織内における体制・関係機関との連携強化体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当村が平成24年度に策定した「渡嘉敷村地域防災計画(令和元年度 最終更新)」や県が策定する感染対策実施方針に基づいて、本計画との整合性を整理し自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害時リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・当会会報誌や村広報誌、ホームページ・SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取り組む可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する
- ・新型コロナウイルス感染症等はいつどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に新しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度に事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携事業者である、各損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談を開催し損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況等の確認。
- ・当会経営指導員及び当村担当課職員で構成する事業継続力強化支援連絡会議を開催し、状況確認や情報の共有を行うとともに改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・「渡嘉敷村地域防災計画」において想定される、自然災害(地震:マグニチュード6.9以上の地震等)が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

災害発生時には人命救助を最優先とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)
- ・村内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は本県の対処方針及び当村の感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨状況等の場合は、出勤を控え職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に安全を確認し出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【想定する被害規模の目安】

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内3%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内3%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

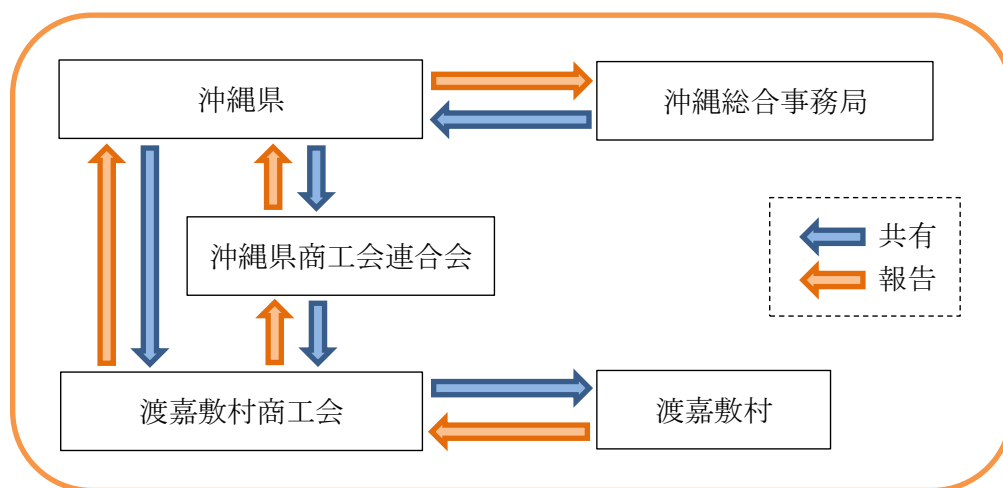
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・県が策定する感染対策実施方針に基づいて取りまとめられた当村の感染対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令等を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

【被災状況の報告体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、村と相談して対応する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、必要な支援について村へ報告する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

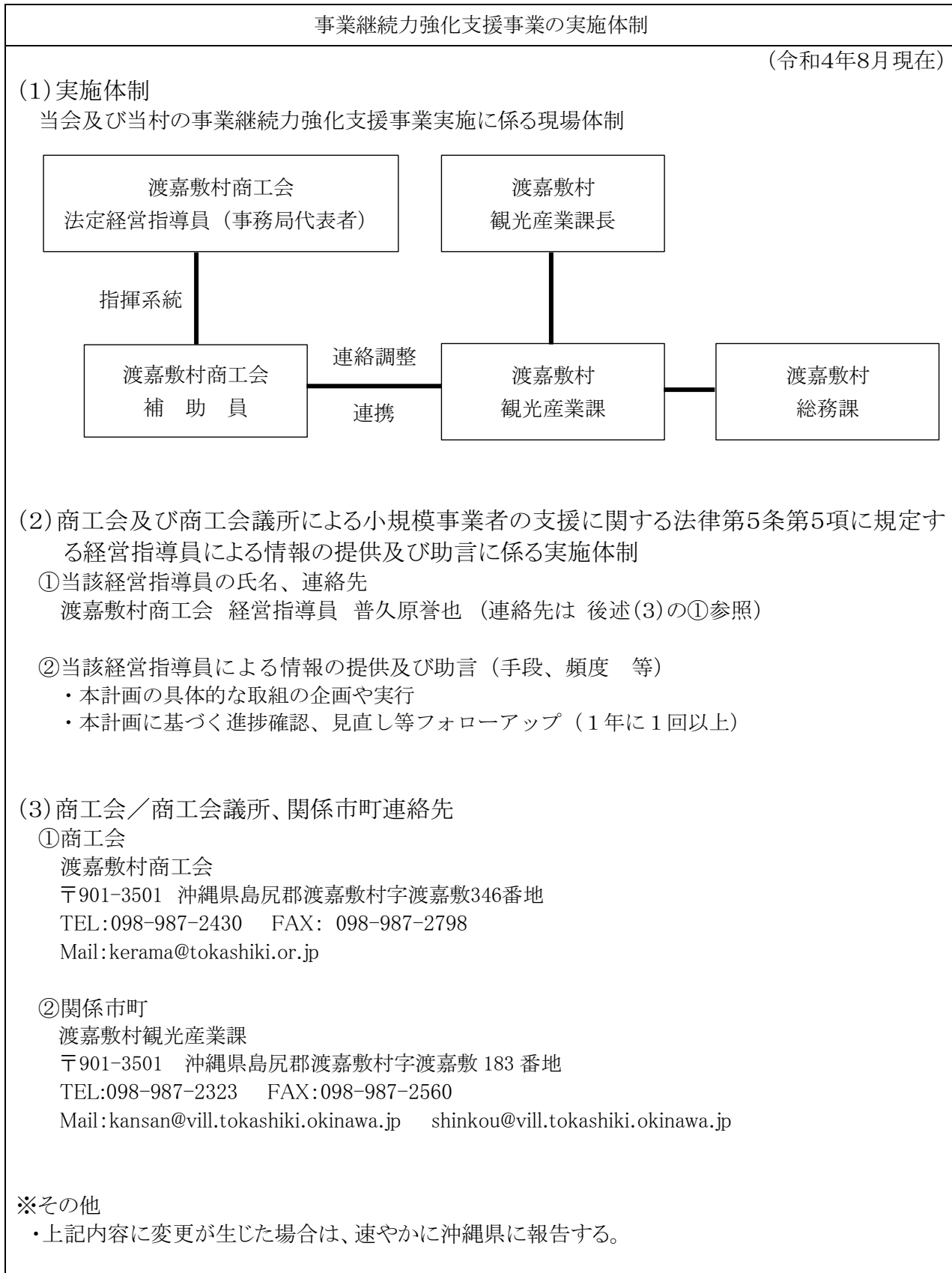
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	105	105	105	105	105
セミナー開催費	30	30	30	30	30
チラシ作成・発送費	12	12	12	12	12
専門家派遣	60	60	60	60	60
協議会運営費	3	3	3	3	3

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・補助金収入(国補助金、県補助金、村補助金) ・会費手数料等収入(会費、手数料等)

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等